

原議保存期間10年
(平成30年12月31日まで)
警察庁丁生環発第97号
平成20年3月27日
警察庁生活安全局生活環境課長

警視庁生活安全部長
各道府県警察本部長 殿
各方面本部長
(参考送付先)
各管区警察局広域調整部長

インターネット等を利用して猟銃等の通信販売を行う事業者等に対する指導の強化について(通達)

猟銃等の通信販売については、従前から行われてきたものであるが、昨今、インターネットの普及等により、非対面で猟銃等の販売等を行う形態が社会的注目を集めているところである。

販売等のため非対面で猟銃等の譲渡しを行う場合であっても、銃砲刀剣類所持等取締法(以下「法」という。)第21条の2の適用があり、猟銃等製造事業者、猟銃等販売事業者等が譲渡しを行うに当たっては、法第7条第1項の規定による許可証(以下単に「許可証」という。)の提示を受けること、及び当該許可証に係る名義人本人に猟銃等を譲り渡すことが求められる。すなわち、許可証を原本で確認し、さらに譲り渡す相手の本人確認を確実に行わなければならない。

そのため、このたび、猟銃等製造事業者、猟銃等販売事業者等に対する指導事項を下記のとおり定めたので、これを徹底させることとされたい。

なお、下記事項については経済産業省及び国土交通省と調整済みのものである。

記

1 指導事項

(1) 発送前における本人確認

猟銃等を譲り受けたい旨の申込みがあった際には、氏名、住所、生年月日、連絡先、猟銃等の種類等を確認し、許可証のコピーを作成しておくよう依頼しておくこと。

(2) 許可証の原本の確認

申込みをした者に許可証の原本(コピー不可)を送付させ、(1)の事項との間に齟齬や矛盾がないか十分に確認を行うこと。さらに、必要に応じて、相手方からの聴取や、許可証記載の住所地を管轄する警察署に問い合わせを行うこと。

(3) 猟銃等の発送先の住所について

発送先の住所については、原則として許可証記載の住所とすること。また、譲受人に対し、確実に猟銃等を受領できるように連絡をした後で発送すること。

(4) 猟銃等の引渡し時における運送事業者による譲受人の本人確認の徹底

猟銃等を引き渡す際には、運送事業者の配送担当者が、譲受人から、あらかじめ作成を依頼しておいた許可証のコピーとともに運転免許証、パスポート、住民基本台帳カード、健康保険証等の原本の提示を受け、当該書類等によって本人確認しなければ荷物の引渡しを行わないサービスを利用すること。

(5) 猟銃等の引渡し後の確認

運送事業者に対し、(4)に基づき本人確認を行った上で猟銃等を引き渡した後にその旨連絡させることとしておき、確実に本人に引渡しが行なわれたことを確認すること。

(6) 電話による直接通話

上記確認及び発送方法の打合せ等については、できる限り電話により直接通話をして行うよう努めること。

2 その他

猟銃等の運送に伴う盗難・紛失事案防止について、「猟銃等の運送に伴う盗難・紛失事案防止に関する指導の徹底について(通達)」(平成元年12月5日付け警察庁丁安発第257号)により示した指導事項についても、引き続き関係者への指導を継続されたい。

なお、当該通達の写しを添付したので参考とされたい。

平成元年12月5日

各管区警察局保安(公安)課長
警視庁防犯部長
各道府県警察本部長
各方面本部長
殿

警察庁保安部保安課長

猟銃等の運送に伴う盗難・紛失事案防止に関する指導の徹底について(通達)

猟銃及び空気銃(以下「猟銃等」という。)の適正な管理については、従前より特段の配意をわずらわしているところであるが、最近においても猟銃等の盗難・紛失事案は依然として跡を絶たず、特に、本年においては、盗難に係る許可猟銃を使用した連続金融機関強盗事件が発生するなど予断を許さない情勢にある。こうした中で、昨年秋には運送事業者が猟銃等製造(修理)事業者から委託を受けて運送中の猟銃が所在不明となる事案が発生し、これが悪用される危険性が懸念されている。

今後とも猟銃の販売、修理等に宅配便輸送等を利用する機会が増加するものと思われるので、この種事件の再発防止のため、今後は下記の事項に基づき関係者に対する指導を徹底することとされたい。

なお、下記指導事項については関係省庁、団体に対し既に要望済みである。

記

第1 指導対象者

- 1 銃砲刀剣類所持等取締法(以下「銃刀法」という。)第4条による所持許可に係る
猟銃等の所持者 (運送委託者)
- 2 武器等製造法の猟銃等製造事業者 (")
- 3 武器等製造法の猟銃等販売事業者 (")
- 4 郵便機関及び道路運送法の運送事業者 (運送受託者)

第2 指導事項

1 運送委託者に対する指導

- (1) 猟銃等の販売、修理等に当たっては、当事者が猟銃等を直接受け渡しするのが原則であるが、これができず第三者に運送を委託する場合は、郵便機関又は道路運送法の一般自動車運送事業者若しくは特定自動車運送事業者(以下「一般自動車運送事業者等」という。)に委託すること。
- (2) 郵便機関に委託する場合は、原則として郵便局の本局又は支局に直接委託するものとし、郵便局が取次店として契約している米穀小売店、コンビニエンスストア等については盗難・紛失等の事故防止措置に十分な信頼がおける場合を除き委託しないものとする。

また、一般自動車運送事業者等に委託する場合は、原則として本社、支社、営業

所又は道路運送法施行規則第6条第4項第2号イの第一種荷扱所（運送系統に配置する事業用自動車に係る貨物の積込み又は取卸しの用に供する荷扱所をいう。）に直接委託するものとし、同規則第6条第4項第2号ロの第二種荷扱所（第一種荷扱所以外の荷扱所をいい、宅配便で、取次店として契約している米穀小売店、コンビニエンスストア等を指す。）については盗難・紛失等の事故防止措置に十分な信頼がおける場合を除き委託しないものとする。

- (3) 委託に当たっては、原則として猟銃等の機関部とその他の部分とに分解して複数の荷物に分け、かつ、それぞれの荷物は日時及び運送会社を変えるなど盗難・紛失等による危害の発生を防止するための措置を講じること。ただし、構造的に分解することができない猟銃等についてはこの限りでない。
- (4) 委託に当たっては、荷物の内容物が猟銃等（又は猟銃等の部品）であることを運送受託者に対し告知のうえ、荷物の送り状（又は運送状若しくは小包用ラベル）及び外装表示の「品名」「荷送人」「荷受人」欄については猟銃等であることが第三者に察知されるおそれのある表現は避け、品名欄については、例えばスポーツ用品、レジャー用品などの包括品名を、また、荷送人又は荷受人が銃砲店である場合の荷送人欄又は荷受人欄については、銃砲店名ではなく個人名（ただし、銃砲店名であることが推定されないような名称である場合は銃砲店名で可）を記載すること。
- (5) 猟銃等を分解して運送する場合の猟銃等の機関部を内容物とする荷物及び分解しないまま運送する場合の荷物については、郵便機関に委託する場合は書留扱い、一般自動車運送事業者等に委託する場合は貴重品と同等の扱いとすること。
- (6) 猟銃等を内容物とする荷物の運送を委託しようとする者が、当該猟銃等を所有者等から他の者への修理等の取次ぎのために保管するものである場合は、あらかじめ運送の委託について当該猟銃等の所有者等の承認を得ておかなければならないこと。

なお、銃刀法第4条の規定による猟銃等の所持の許可を得ている者が、武器等製造法第17条の規定による猟銃等製造事業者の許可を有しない猟銃等販売事業者に対し、修理事業者への修理の取次ぎのために当該猟銃等の保管を委託する行為は、委託者について銃刀法第10条の3第1項違反、受託者について銃刀法第3条第1項違反が成立する場合があると解するので留意すること。

- (7) 運送の委託者は着荷予定日を確認してその旨を荷受人に連絡するほか、委託に係る荷物の発着を確認すること。
- (8) 以上(1)～(7)の事項を遵守する限りにおいて、銃刀法第4条による所持許可を受けて猟銃等を所持している者が当該猟銃等の運送を委託することは銃刀法第10条の3第1項に原則として違反するものではないこと。

2 運送受託者に対する指導

- (1) 取次店として契約している米穀小売店、コンビニエンスストア等については、盗難・紛失等の事故防止措置について十分な信頼が担保できない場合は猟銃等の運送を受託させないこと。
- (2) 受託に当たり、受託者から荷物の内容物が猟銃等（又は猟銃等の部品）であることの告知を受けたときは、荷物の送り状（又は運送状若しくは小包用ラベル）及び

外装表示の「品名」「荷送人」「荷受人」欄について猟銃等であることが第三者に察知されるおそれのある表現がされている場合又は貴重品と同等の扱い（郵便物にあつては書留扱い）がされていない場合は受託しないこと。また、受託しようとする荷物が、形状及び重量等から判断して猟銃等の疑いが強いにもかかわらず、委託者からその旨の告知を受けない場合も同様に措置すること。

- (3) 受託した猟銃等を内容物とする荷物については、関係法令並びに社内規則及び運送約款等に基づき責任ある体制で安全に運送が行われるよう配意すること。
- (4) 運送中の猟銃等を内容物とする荷物が盗難又は紛失したときは、速やかに最寄りの警察へ通報すること。
- (5) 猟銃等を内容物とする荷物の運送を業務提携業者に扱わせる場合においても、(1)～(4)の事項を遵守させるよう徹底すること。
- (6) 以上を遵守して運送する限りにおいて、猟銃等を内容物とする荷物の運送の委託を受けて当該猟銃等を所持することとは銃刀法第3条第1項に原則として違反するものでないこと。

3 その他指導に当たっての留意事項

- (1) 上記第2記載の指導事項については上記第1記載の指導対象者に対し、直接又はその所属する団体を通じて指導を行うこと。
- (2) 指導に当たっては別添の法解釈を参考にすること。

(別添)

銃刀法第4条の規定による所持許可に係る猟銃等を所持する者が運送業者等に当該猟銃等の運送を委託する場合における銃刀法上の問題について

(1) 委託者の保護義務違反の可否

銃刀法第10条の3第1項は銃砲の盗難等による危害の発生を未然に防止するため「第4条又は第6条の規定による許可を受けた者は、次条又は第10条の7の規定により保管の委託をする場合その他正当な理由がある場合を除き、許可に係る銃砲を自ら保管しなければならない。」と規定しているが、ここでいう「その他正当な理由がある場合」とは、修理のため修理事業者に委託する場合又は引越等の理由で運送事業者等に運送を委託する場合など、自ら保管しないことについて、社会通念上正当な理由があると認められる場合である。

社会通念上正当な理由があると認められるためには、銃刀法第1条が「この法律は、銃砲、刀剣類等の所持に関する危害予防上必要な規制について定めるものとする。」と規定している趣旨からみて、委託者は、銃砲の盗難等について十分な安全措置が講ぜられることを条件にして修理又は運送等を委託する必要がある。

そこで、猟銃等の所持許可者が修理を委託する修理事業者は、武器等製造法第17条の規定による猟銃等製造事業の許可を得ている者でなければならないし、また、運送を委託する運送事業者等は、郵便機関又は道路運送法の規定による運送事業の免許を得ている者でなければならない。

同時に、これら修理事業者及び運送事業者等においては、当該銃砲の保管及び運送中における十分な安全措置が講ぜられることが必要である。そして、武器等製造法第19条の2第1項は「猟銃等製造事業者又は前条第1項の許可を受けた者（以下「猟銃等販売事業者」という。）は、業務のため所持する猟銃等を、正当な事由がある場合を除き、第17条第2項又は前条第2項において準用する第5条第1項第2号の要件を備えた設備に施錠して保管しなければならない。」と規定していることから、武器等製造法第17条の規定による猟銃等の製造事業の許可を受けた修理事業者がこの規定を遵守する限りにおいて安全性については担保されていると考えられる。

一方、運送事業者等にあつては、関係法令に銃砲運送中の盗難防止措置を講ずるための義務規定が置かれていないが、銃刀法第10条の3第1項の趣旨から考えて、委託者は、貴重品扱いにするなどにより責任ある体制で安全な運送が確保されることを条件にして委託する必要がある。

したがって、以上の安全措置が講じられない形の委託は、銃刀法第10条の3第1項の規定に抵触すると解される。例えば、武器等製造法第17条の規定による猟銃等製造事業の許可を得ていない猟銃等販売業者に修理事業者への修理の取次ぎを委託する行為（猟銃等の製造事業の許可を得ていない猟銃等販売事業者が、修理の取次ぎのため所持する猟銃等は業務のため所持するものとはいえない。）又は運送事業者等に荷物の内容物が猟銃であることを告知せずに運送を委託する行為は、いずれも当該猟銃等の盗難等について十分な防護措置が講じられないおそれがあり、自ら保管しないことについて「正当な理由がある」と認められないので、銃刀法第10条の3第1

項の規定に抵触するといえる。

(2) 受託者の不法所持違反の可否

銃刀法第3条第1項は一定の者を除き銃砲の所持を禁止する規定を置いているが、修理事業者が修理のために所持することについては、第7号の「猟銃等製造事業者・・・がその製造に係るもの（猟銃等製造事業者が修理をする場合にあつては、猟銃等販売事業者、教習射撃場を設置し、若しくは管理する者又は第4条の規定による許可を受けて所持する者から修理を委託されたものに限る。）を業務のため所持する場合」という規定により認められている。（したがって、猟銃等製造事業者の許可を有しない猟銃等販売事業者が修理事業者へ修理の取次のため所持する場合は、「業務のため所持する」ものとはいえないので不法所持になる。）ところが、運送事業者等が運送の委託を受けて所持する場合は、所持禁止の除外とはされていない。

そこで、運送事業者等が運送の委託により猟銃等を社会通念上支配の意思をもって、事実上自己の支配し得べき状態においた場合、不法所持の問題がでてくる。しかし、この場合においては郵便機関又は一般自動車運送事業者等が正当な運送業務の範囲内で行う銃砲の運送行為に限り、刑法第35条に規定する正当業務行為と解され、違法性が阻却されると考えられる。（なお、「銃砲刀剣類所持等取締法解説」警察庁保安部保安課編47頁によると「梱包、封印等されていれば、運送者の不法所持の問題は起こらないこととなる。」とされているが疑義なしともしないので以上のように解釈を変更する。）

ただし、この場合においても、銃刀法が銃砲等の所持を原則として禁止するとともに、危害予防のために所持に関する厳格な規定を定めていること及び刑法第35条にいう正当業務行為が「業務が正当であるとともに、行為自体もその業務の正当な範囲内のものであることが必要である。」との通説に鑑みれば、運送事業者等は委託者から委託された銃砲の梱包された荷物を委託者の意思に基づき、梱包された状態において盗難、紛失防止に配意した安全な方法で運送し、荷受人に引き渡しをする等運送方法が適切であることが要求されると解される。